

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会
山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
会長 杉 岡 匡

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年5月20日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

<全体>「図1「岩国市公共交通体系図」添付」

本市は山口県の東部に位置し、市域面積は 873.72 km²、市の北端には標高 1,337mの寂地山をはじめとする中国山地の山々が連なり、そこから瀬戸内海に注ぐ錦川や島田川、由宇川の中流・下流域に盆地や平野が形成されている。

人口は 129,125 人（令和2年国勢調査）で、市内の人口分布は、大半が市南部の岩国、由宇、玖珂、周東地域に分布している。市北部は人口が分散的で、特に本郷、錦、美川、美和地域は小規模な集落が広範囲に点在している。

本市においては、いわくにバス（株）が市街地を中心に運行し、防長交通（株）が徳山駅⇄岩国駅間、柳井市⇄岩国市周東町間を結ぶ広域路線として運行している。また、合併前の旧町村部においては市町村運営有償運送における交通空白輸送として生活交通バスを運行している。その他では、みなし4条路線として由宇地区バス（防長交通（株）等）や、広島県大竹市⇄岩国市美和町間を結ぶ坂上線（有大竹タクシー）がある。

本市の公共交通を取り巻く状況は、高度経済成長期に開発された住宅団地における住民の高齢化や施設の撤退等による新たな移動制約者の増加、医療機関の移転や総合支所の再編等に伴う移動ニーズの変化等、対応が必要な課題が多く発生している。また、雇用環境の改善等を背景として、社会全体において人材不足が深刻化し、運転手の安定的な確保は困難となっていることから、今後人材不足による減便等の発生が危惧される。

こうした状況下において、本市はこれまで岩国市地域公共交通総合連携計画を平成21年2月に策定し、中山間地域を中心に取組みを行った後、平成26年3月に、岩国市全域を対象とした上で、計画期間を平成30年度までとした第二次計画を策定し、デマンドエリアの拡大やスクールバスへの混乗等、各種取組を実施してきた。また、平成30年3月には、これまでの計画や取組等を踏襲した上で、新たな岩国市の公共交通政策のマスタープランとなる岩国市地域公共交通網形成計画を関係者との連携により策定した。平成30年度以降、本市においては本計画を公共交通政策の基として、市民や来訪者にとって便利で利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通網を構築するため、地域公共交通政策を推進してきた。令和5年からは新たに岩国市地域公共交通計画を策定した。

<玖西地域>

玖西地域の公共交通は岩国駅⇄徳山駅を結ぶJR岩徳線と広域バス路線が幹線となっており、その幹線と玖西地域内の各地区を結ぶ路線として生活交通バスを運行している。この生活交通バスの運行は、総合連携計画による「生活交通バス」の実証運行を平成21年4月から6か月間実施し、効果検証で計画の見直しを行い、平成21年10月から本格運行を開始し、平成24年10月より地域公共交通確保維持事業を活用している。

この生活交通バスは、幹線であるJR岩徳線や広域バス路線へ接続していることから、隣接市及び市内各地域拠点を結ぶ移動手段であるとともに、玖西地域の商店や病院へのアクセスも可能な運行となっており、利用の多くを占める高齢者の通院や買物への移動手段となっているため、地域公共交通確保維持事業を活用し存続させていく必要がある。

＜叶木・二鹿・持ヶ峠線＞

叶木・二鹿・持ヶ峠線については、岩国市が交付している福祉優待乗車証の所持者を対象とし無料で運行していたが、路線の延長や、一部地域にとっては本路線が唯一の公共交通手段であることから利用対象者の拡大について要望が出された。平成26年3月策定の岩国市地域公共交通総合連携計画（第二次計画）において検討を行い、平成27年10月1日から一般乗合化により利用者の範囲を拡大するとともに、目的地について、主要な医療機関や市街地を経て岩国駅まで運行する路線として延長し運行を開始した。なお、地域公共交通確保維持事業も開始と同時に活用している。

今後においても引き続き、利用の多くを占める高齢者の通院や買物への移動を確保するため、地域公共交通確保維持事業を活用し、住民の交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

指標① 経常収支率

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）	現状値	4.3%	目標値	令和7年度～ 令和14年度 現状値以上
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）		2.8%		
目標値設定 の考え方	効率的な運行や利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。				

・現状値は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの各路線における収入・支出を基に算出。

指標② 公的負担額（市負担額）

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）	現状値	13,056 千円	目標値	令和7年度～ 令和14年度 現状値以下
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）		14,075 千円		
目標値設定 の考え方	効率的な運行や利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状値以下を維持することを目標値とします。				

・現状値は、令和5年12月時点における経費算定基準により算出した運行にかかる経費から運賃収入を引いた額で算出。

指標③ 市民一人当たりのバス年間利用回数

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）		現状値	0.25 回
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）			0.73 回
目標値	中間目標 令和 8 年度	0.26 回	最終目標 令和 14 年度	0.26 回
		0.85 回		0.85 回
目標値設定 の考え方	人口減少下で、今後の利用者は減少すると予想されますが、地区住民や利用者へのアンケートなどを通じてニーズに合わせた運行を行うことで、市民一人当たりのバスの年間利用回数を増加させることを目標値とします。			

・現状値は、各路線における令和 6 年度の利用者数を各地区人口で割ったもの。

指標④ 各バス路線の年間利用者数

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）		現状値	5,342 人
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）			2,376 人
目標値	中間目標 令和 8 年度	5,210 人	最終目標 令和 14 年度	4,790 人
		2,317 人		2,131 人
目標値設定 の考え方	人口減少下で、今後の利用者は減少すると予想されますが、地区住民や利用者へのアンケートなどを通じてニーズに合わせた運行を行うことで、利用者数の減少幅を少なくしていきます。			

・現状値は、各路線における令和 6 年度の利用者数の実績

（参照）岩国市地域公共交通計画 p 68～70

（２）事業の効果

当系統を維持することで、隣接市や市中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加などで地域活性化に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<共通>

- ・高齢化と人口減少に対応できる持続可能なサービス体系の再構築に向けて、公共交通網の再構築、乗継拠点の整備、高齢者の外出機会拡大に向けた制度の充実、車両や施設等のバリアフリー化等を推進する。（岩国市、事業者等）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる岩国市総合時刻表＆マップを作成し希望者へ配布する。（岩国市地域公共交通活性化再生法協議会）

<玖西地域>

- ・岩国市ホームページにおいて時刻表や運賃等を常時掲載するとともに、ダイヤ改正時には玖西地域の全戸に時刻表を配布し周知を図る。（岩国市）
- ・JR岩徳線、広域路線バスへの乗り継ぎに適したダイヤの設定を行う。（岩国市、岩国市地域公共交通活性化再生法協議会）
- ・異常気象等による運休や迂回運行の発生時には、防災無線等を活用し、地域住民へ周知し、安心して利用できる公共交通機関となるよう努める。（岩国市）

<叶木・二鹿・持ヶ峠線>

- ・令和2年7月22日から実施する路線の変更については、車内掲示等により周知を図った。また、令和元年度に2回実施したアンケート結果に基づき、利用者のニーズに合わせたダイヤの設定を行った。（第一交通株式会社）
- ・広報紙、ホームページ等、様々な媒体を活用し利用促進を図っている。（岩国市）

（参照）岩国市地域公共交通計画 p 68～70

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）
「表1」添付

○「表1」に関する添付資料

①運行系統図

○補助要件の具備

- ・補助金交付要綱別表7のハ
②(1)は運行系統図（過疎地域等）のとおり
②(2)は交通不便地域指定の写しのとおり

・補助金交付要綱別表7のハ

本計画は平成21年2月に策定した「岩国市地域公共交通総合連携計画」及び平成26年3月に策定した「岩国市地域公共交通総合連携計画（第二次計画）」、平成30年3月に策定した「岩国市地域公共交通網形成計画」、令和5年3月に策定した「岩国市地域公共交通計画」と整合を図り運行するもの

・補助要綱別表7の二：

＜玖西地域＞

③本補助制度を活用するもの

＜叶木・二鹿・持ヶ峠線＞

③前年度に続き本補助制度を活用するもの

○運行予定者の選定について

＜玖西地域＞

玖西地域を運行している乗合バス事業者は防長交通株式会社 1 社であることから、競争性を発揮することが困難と判断し、自家用有償旅客運送のうち市町村運営有償運送による運行としている。

市町村運営有償運送の利点は、利用者への情報提供の体制、運行費用、路線条件に適した使用車両など、利便性に適した運行ができる点にある。

運行事業者の選定に当たっては、当地域におけるバス運行が、タクシー運行と競合することから、地元タクシー事業者を優先し選定している。

＜叶木・二鹿・持ヶ峠線＞

叶木・二鹿・持ヶ峠線は、旧岩国市内の中山間地域から市街地までの運行を目的としている。

旧岩国市内を運行する乗合バス事業は、平成27年4月1日の岩国市交通局の廃止に伴い、いわくにバス株式会社へ移管した。

市街地を運行する乗合バス事業については、運行の安全性、運行管理体制、運転者への指導教育の体制等を考慮した場合、乗合バス事業者が運行することが望ましいと考えられることから、当系統の運行事業者については、岩国市内に本拠地を置く、いわくにバス株式会社を選定していたが、平成31年 1 月 4 日から叶木線及び持ヶ峠線は、地元要望により週 1 日運行を週 2 日の運行に切り替えることとなった。

しかしながら、いわくにバス株式会社では、叶木線・持ヶ峠線及び二鹿線の運行が困難になったことから、運行が可能な事業者として、タクシー事業者である第一交通株式会社に運行事業者を変更している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

＜玖西地域＞

自家用有償旅客運送のうち市町村運営有償運送による運行としていることから、市が費用を負担することとしており、その額は、運行に要する経費から運賃収入と国庫補助額を差し引いた額とする。

＜叶木・二鹿・持ヶ峠線＞

第一交通株式会社が運行する叶木・二鹿・持ヶ峠線の運行に要する経費は、市が負担することとしており、その額は、運行に要する経費から運賃収入等の経常収益及び国庫補助額を差し引いた額とする。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・乗降調査

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<玖西地域関連> ・ 第1回 平成19年12月25日 岩国市生活交通検討委員会の設立 ・ 第3回 平成20年3月28日 生活交通再編案等について協議 ・ 第5回 平成20年10月31日 生活交通再編計画の承認 ・ 第1回 平成21年1月30日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の設立 ・ 第2回 平成21年2月25日 岩国市地域公共交通総合連携計画の承認 ・ 第4回 平成24年1月25日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 ネットワーク計画（H24～26）について協議、承認 ・ 第1回 平成24年4月24日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成24年度事業評価について承認（書面審議） ・ 第1回 平成24年6月1日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 ネットワーク計画（H24～26）の変更について協議、承認 ネットワーク計画（H25～27）について協議、承認 ・ 第2回 平成25年3月26日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成25年度事業評価の協議、承認 ・ 第1回 平成25年5月29日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 ネットワーク計画（H26～28）について協議、承認 ・ 第4回 平成27年1月13日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成26年度事業評価について承認（書面審議） ・ 第3回 平成28年1月12日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成27年度事業評価について承認（書面審議） ・ 第4回 平成28年2月22日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画（H28～30）の変更 について、協議、承認（玖珂地域系統変更） ・ 第6回 平成30年2月21日 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請に ついて協議（書面協議）（玖珂地域運行回数変更） ・ 第2回 令和元年6月20日 地方運輸局長による交通不便地域指定について説明	

・ 第 2 回 令和 2 年 7 月 3 日	(玖珂循環線沿線地域の一部について) 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 岩国市生活交通バス(玖珂、美川地域)の変更について協議、承認
・ 第 4 回 令和 3 年 2 月 15 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会(書面協議) 玖珂地域生活交通バス「上市北・千束線」「欽明路・上谷線」「臼田線」「谷津上線」に係る路線の変更及び停留所の追加について協議、承認
・ 第 2 回 令和 3 年 8 月 30 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会(書面協議) 岩国市生活交通バス「玖西循環線」・「祖生天兼線」の停留所の移設および路線の一部変更について協議、承認
・ 第 4 回 令和 4 年 2 月 10 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会(書面協議) 玖珂地域生活交通バス「上市北・千束線」「欽明路・上谷線」「臼田線」「谷津上線」、周東地域生活交通バス「祖生末元線」「祖生天兼線」及び玖珂・周東地域生活交通バス「玖西循環線」に係る路線の変更について
・ 第 4 回 令和 5 年 2 月 14 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会(W e b 会議) 周東地域生活交通バスの一部経路変更について
・ 第 1 回 令和 6 年 5 月 24 日	周東地域生活交通バス(中田線)の路線変更について協議・承認
・ 第 4 回 令和 7 年 2 月 18 日	周東地域岩国市生活交通バス(川越線・中田線・米川線・毛明線)の路線変更について協議、承認
< 叶木・二鹿・持ヶ峠線関連 >	
・ 第 2 回 平成 25 年 11 月 27 日	岩国市地域公共交通総合連携計画(第二次計画)についての協議
・ 第 3 回 平成 26 年 2 月 25 日	岩国市地域公共交通総合連携計画(第二次計画)についての協議
・ 第 4 回 平成 26 年 3 月 26 日	岩国市地域公共交通総合連携計画(第二次計画)の承認
・ 第 3 回 平成 28 年 12 月 16 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持改善計画(H29~31)の変更について承認(書面審議) (いわくにバス運行分の日数並びに運行回数の変更)
・ 第 5 回 平成 29 年 2 月 2 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持改善計画(H29~31)の変更について承認 (いわくにバス運行分の日数並びに運行体系の変更)
・ 第 1 回 平成 30 年 5 月 24 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画(H30~32)の変更について協議、承認 (いわくにバス運行分の日数の変更)
・ 第 3 回 平成 30 年 12 月 12 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

		(H31～33) について協議、承認 (叶木線、持ヶ峠線の運行回数の変更、第一交通(株) (予定) の新規運行、いわくにバス(株)の当該路線運行取り止め) (書面審議)
・第3回	令和元年7月30日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画 (H31～33) の変更について協議、承認 (書面審議)
・報告	令和2年4月23日	(いわくにバス運行分の日数並びに運行回数の変更) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (R2～4) の変更について通知
・第1回	令和2年6月15日	(いわくにバス運行分の計画運行日数及び計画運行回数の変更) 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画 (R2～4) の変更について通知
・第2回	令和2年7月3日	(過疎地域乗合バス持ヶ峠線の土砂崩れに伴う迂回運行について) 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 岩国市過疎地域乗合バス (二鹿線) の運行事業者の変更について協議、承認 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議、承認
・第4回	令和4年2月10日	(過疎地域乗合バス (二鹿線) の計画運行日数及び計画運行回数の変更について) 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 (書面協議) 過疎地域乗合バス「持ヶ峠線」の土砂崩れ復旧工事に伴う迂回運行終了について
・第3回	令和4年12月26日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 (書面協議) 過疎地域乗合バス叶木線の路線の一部変更について
<共通>		
・第1回	平成26年5月30日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 ネットワーク計画 (H27～29) について協議、承認
・第2回	平成26年10月22日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域協働推進事業計画について承認 (書面審議)
・第3回	平成26年11月11日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 ネットワーク計画変更 (H27～29) について説明、追認 (本郷地域取り下げ)
・第5回	平成27年2月16日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 ネットワーク計画変更 (H27～29) について協議、承認 (福祉バス取り下げ)
・第6回	平成27年3月25日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域協働推進事業計画の変更について協議、承認
・第1回	平成27年5月25日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画 (H28～30) につ

	いて、協議、承認
・第4回 平成28年2月22日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会委員の変更 について協議、承認
・第1回 平成28年5月31日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約の一部 改正について協議、承認 地域内フィーダー系統確保維持計画（H29～31）につ いて協議、承認 地方運輸局長による交通不便地域指定についての説明
・第4回 平成29年1月11日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成28年度事業評価について承認（書面審議）
・第5回 平成29年2月2日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約の一部 改正について協議、承認
・第1回 平成29年5月26日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画（H30～32）につ いて協議、承認 地方運輸局長による交通不便地域指定について説明
・第2回 平成29年8月21日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約の一部改 正について協議、承認 地域内フィーダー系統確保維持計画（H30～32）につ いて協議、承認
・第4回 平成29年12月26日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成29年度事業評価について承認
・第1回 平成30年5月24日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画（H31～33）につ いて協議、承認 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約の一部 改正について協議、承認
・第3回 平成30年12月12日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成30年度事業評価の協議、承認
・第1回 令和元年5月22日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画（R2～4）につ いて、議、承認 地方運輸局長による交通不便地域指定について説明
・第2回 令和元年6月20日	地域内フィーダー系統確保維持計画（R2～4）の修正 について協議、承認（書面審議）
・第5回 令和2年1月8日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 平成31年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補 助金における事業評価について承認
・第2回 令和2年7月3日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画（R2～4）の変更に ついて協議、承認（持ヶ峠線の路線変更について）

		地域内フィーダー系統確保維持計画（R3～5）について協議、承認
・第3回	令和2年12月22日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 令和2年度事業評価の協議、承認（書面審議）
・第1回	令和3年5月31日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面協議） 地域内フィーダー系統確保維持計画（R2～4）の変更について協議、承認（玖西循環線の系統キロの修正及び谷津上線の経路変更について）
・第2回	令和3年8月30日	地域内フィーダー系統確保維持計画（R4～6）について協議、承認 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面協議） 地域内フィーダー系統確保維持計画（R4～6）の変更届出について協議、承認
・第3回	令和4年1月7日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面協議） 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（玖珂地域生活交通バス・過疎地域乗合バス）に係る事業評価について協議、承認
・第1回	令和4年5月24日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web協議） 地域内フィーダー系統確保維持計画（R5～7）について協議、承認
・第2回	令和4年10月31日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web会議） 岩国市地域公共交通計画策定における進捗状況について協議、承認
・第5回	令和5年3月24日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web会議） 岩国市地域公共交通計画について協議、承認
・第1回	令和5年5月26日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web会議） 地域内フィーダー系統確保維持計画（R6～8）の認定申請について協議、承認
・第2回	令和5年12月5日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面協議） 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（過疎地域乗合バス）に係る事業評価について協議、承認
・第3回	令和6年2月20日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web会議） 岩国市地域公共交通計画の改正について協議、承認
・第1回	令和6年5月24日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web会議） 地域内フィーダー系統確保維持計画（R7～9）の認定申請について協議、承認
・第2回	令和6年6月19日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面協議） 岩国市地域公共交通計画の改正について協議、承認
・第3回	令和6年11月15日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面協議） 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（玖珂地域生活バス・過疎地域乗合バス）に係る事業評価について協議、承認
・第4回	令和7年2月18日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（Web会議） 令和7年度岩国市地域公共交通計画評価指標の評価について協議、承認

19. 利用者等の意見の反映状況

<玖西地域関連>

○再編計画の策定時

- ・平成19年2月13日～3月1日
玖北、玖西エリア（玖珂地域を含む）を対象としたアンケートの実施
- ・平成19年10月15日～11月5日
行政、事業者、病院等に対するヒアリング調査の実施。
- ・平成20年2月末～3月初旬
各地域審議会により再編計画に対する利用者意見調査の実施
- ・平成20年4月下旬～7月上旬
再編計画に対する意見交換、再編計画の見直し
玖珂地域は平成20年4月23日、7月2日に開催
- ・平成21年3月下旬～
地域政策課及び各総合支所に寄せられた苦情・要望等の集約
- ・平成21年4月下旬～5月下旬
生活交通バス利用者に対するヒアリング形式のアンケート調査の実施
- ・令和4年10月16日～令和5年9月24日
玖西エリアにおいて日曜日運行の実証運行実施

<叶木・二鹿・持ヶ峠線関連>

- ・平成25年8月～9月
沿線住民を対象としたアンケート調査の実施
- ・平成25年9月2～13日
当該路線への乗り込み調査の実施
- ・平成27年9月10日～
叶木線及び持ヶ峠線の運行日数増加の地元要望対応
（岩国市地域公共交通網形成計画の策定時、引き続き対応）
- ・令和元年7月
叶木線及び持ヶ峠線の利用者を対象としたアンケートの実施
- ・令和2年2月～3月
持ヶ峠線の利用者を対象としたアンケートを実施
- ・令和2年11月17日～12月18日
小瀬地区（持ヶ峠線含む）乗合タクシー実証運行を実施
- ・令和3年8月17日～9月17日
南・北河内地区乗合タクシー実証運行を実施
- ・令和4年8月23日～9月22日
師木野地区乗合タクシー実証運行を実施
- ・令和4年10月1日～
小瀬地区・北河内地区乗合タクシー本格運行開始
- ・令和5年4月1日～
南河内地区乗合タクシー本格運行開始
- ・令和5年10月1日～
過疎地域乗合バス大藤線運行開始

<共通>

- ・岩国市地域公共交通計画の策定時
令和4年8月10日～8月31日

市民を対象にしたアンケート調査の実施
＜今後の予定＞

随時、利用者調査等を実施し、計画内容の見直しを行う。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

（氏 名） 沖本 泰仁

（電 話）0827-29-5106

（e-mail）koutsu@city.iwakuni.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和5年7月18日

中国運輸局長 殿

氏名又は名称 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会
住 所 山口県岩国市今津町一丁目14番51号
代表者氏名 会長 岩国市副市長 杉岡 匡

地方運輸局長による交通不便地域指定申請書

下記の地域について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7（地域内フィーダー系統確保維持関係）の補助事業の基準ハ②(2)に基づく交通不便地域として、指定を受けたく下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交通不便地域指定地区

(1) フィーダー系統 玖西循環線

岩国市玖珂町の一部（野地自治会、柳井田上自治会、柳井田中自治会、
瀬田上自治会、瀬田下自治会）

岩国市周東町の一部（東町自治会）

詳細は別紙①のとおり

(2) フィーダー系統 谷津上線

岩国市玖珂町谷津上

詳細は別紙①のとおり

(3) フィーダー系統 持ヶ峠線

岩国市阿品地区の一部（下阿品地域）

詳細は別紙②のとおり

2. 交通不便地域に位置づける理由

- (1) 岩国市玖珂町の一部（野地自治会、柳井田上自治会、柳井田中自治会、
瀬田上自治会、瀬田下自治会）

岩国市周東町の一部（東町自治会）

当該地区は旧玖珂郡玖珂町及び周東町の南部にあたり、柳井田川沿いの谷間に広がる地域（野地自治会、柳井田上自治会、柳井田中自治会）、島田川と瀬田工業団地に挟まれた地域（瀬田上自治会、瀬田下自治会）、テクノポート周東の西山麓に広がる地域（東町自治会）で、半径 1 km 以内に JR 駅、地域間幹線バス系統のバス停留所等が存在しないため、当該住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況にある。

(2) 岩国市玖珂町谷津上

当該地区は旧玖珂郡玖珂町の北部にあたり、水無川上流の谷沿いに広がる地域で、半径 1 km 以内に JR 駅、バス停留所等が存在しないため、当該住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況にある。

(3) 岩国市阿品地区の一部（下阿品地域）

当該地区は旧岩国市の北部にあたり、山沿いに広がる地域で、集落は山間部に位置しており、半径 1 km 以内に JR 駅、バス停留所等が存在しない。

また、当該地区から最寄の 4 条バス停留所である下多田停留所までは、下阿品地区において約 4 km の道のりとなることから、当該住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況にある。

3. 添付資料

(1) 岩国市玖珂町の一部（野地自治会、柳井田上自治会、柳井田中自治会、瀬田上自治会、瀬田下自治会）

岩国市周東町の一部（東町自治会）

- ・資料－(1)の1 市全図
- ・資料－(1)の2 指定地域周辺図
- ・資料－(1)の3 指定地域周辺図（地勢）

(2) 岩国市玖珂町谷津上

- ・資料－(1)の1 市全図
- ・資料－(1)の2 指定地域周辺図

(3) 岩国市阿品地区の一部（下阿品地域）

- ・資料－(2)の1 市全図
- ・資料－(2)の2 指定地域周辺図

中国交交第26号
令和5年7月31日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会
会長 岩国市副市長 杉岡 匡 殿

中国運輸局長
(押印省略)

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の
交通不便地域の指定について

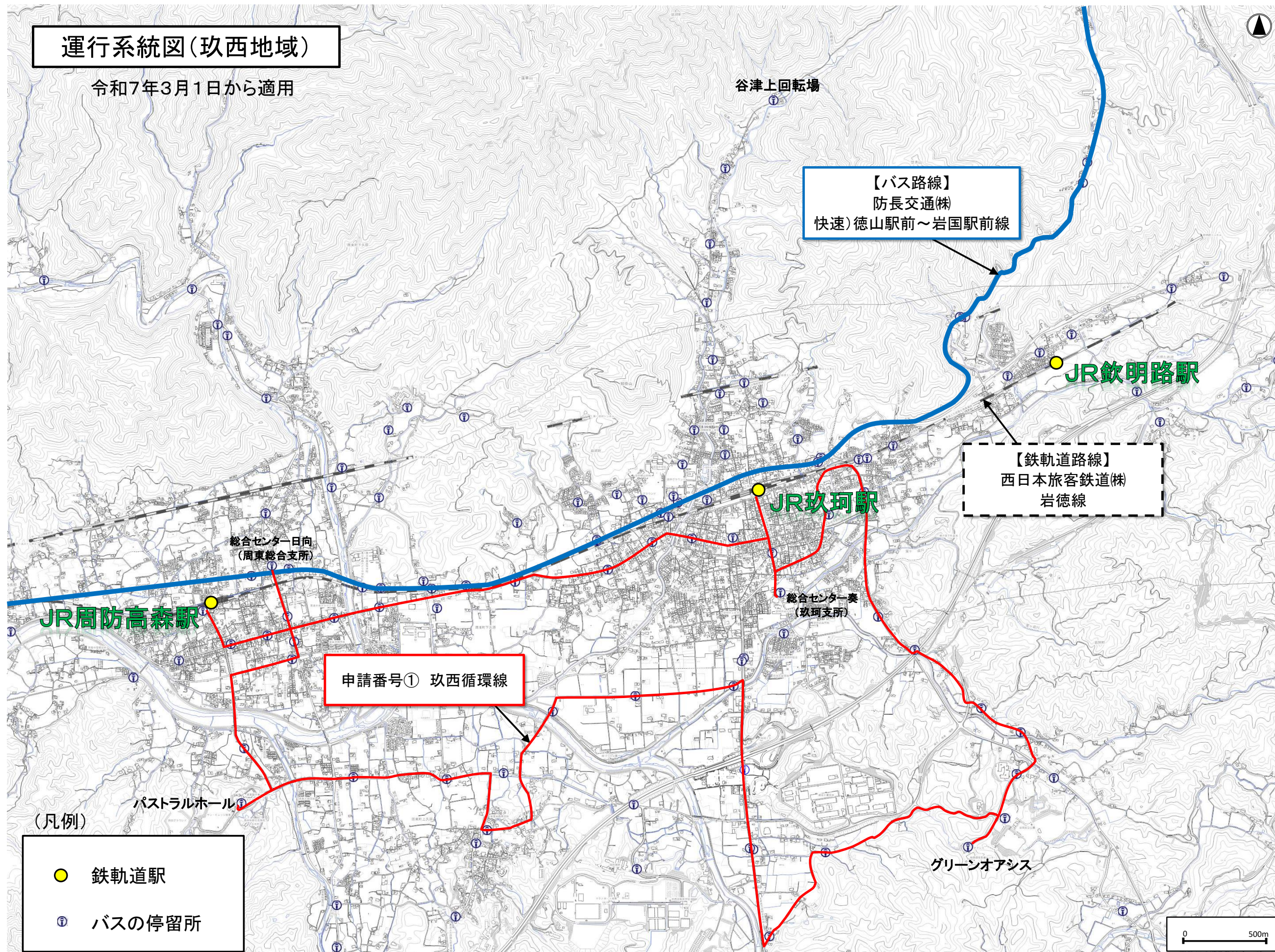
令和5年7月18日付けで申請のあった地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表
7補助事業の基準ハ②（2）に定める交通不便地域は、下記のとおり期間を付して指定する。

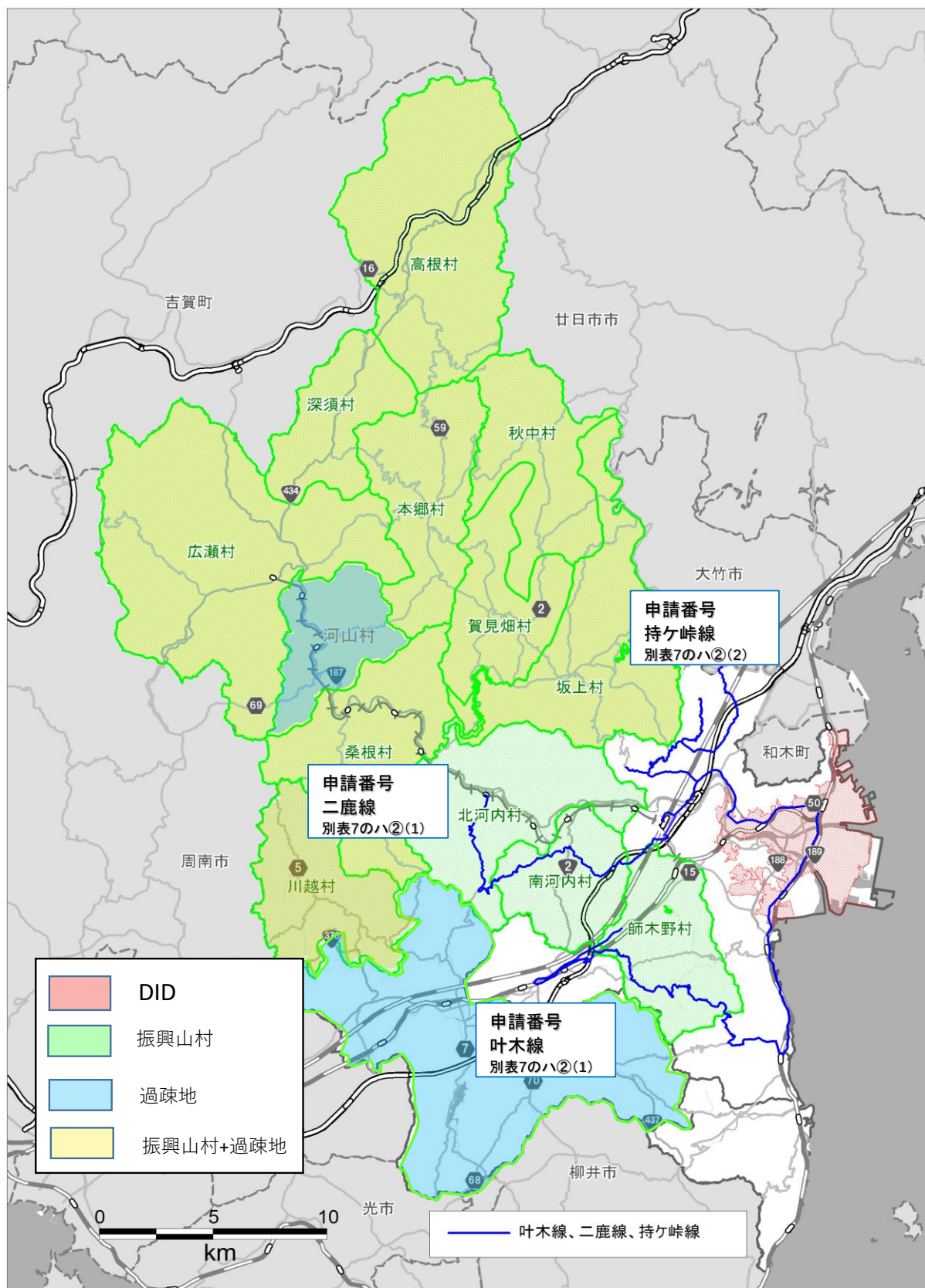
記

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

【図1：岩国市公共交通体系図】

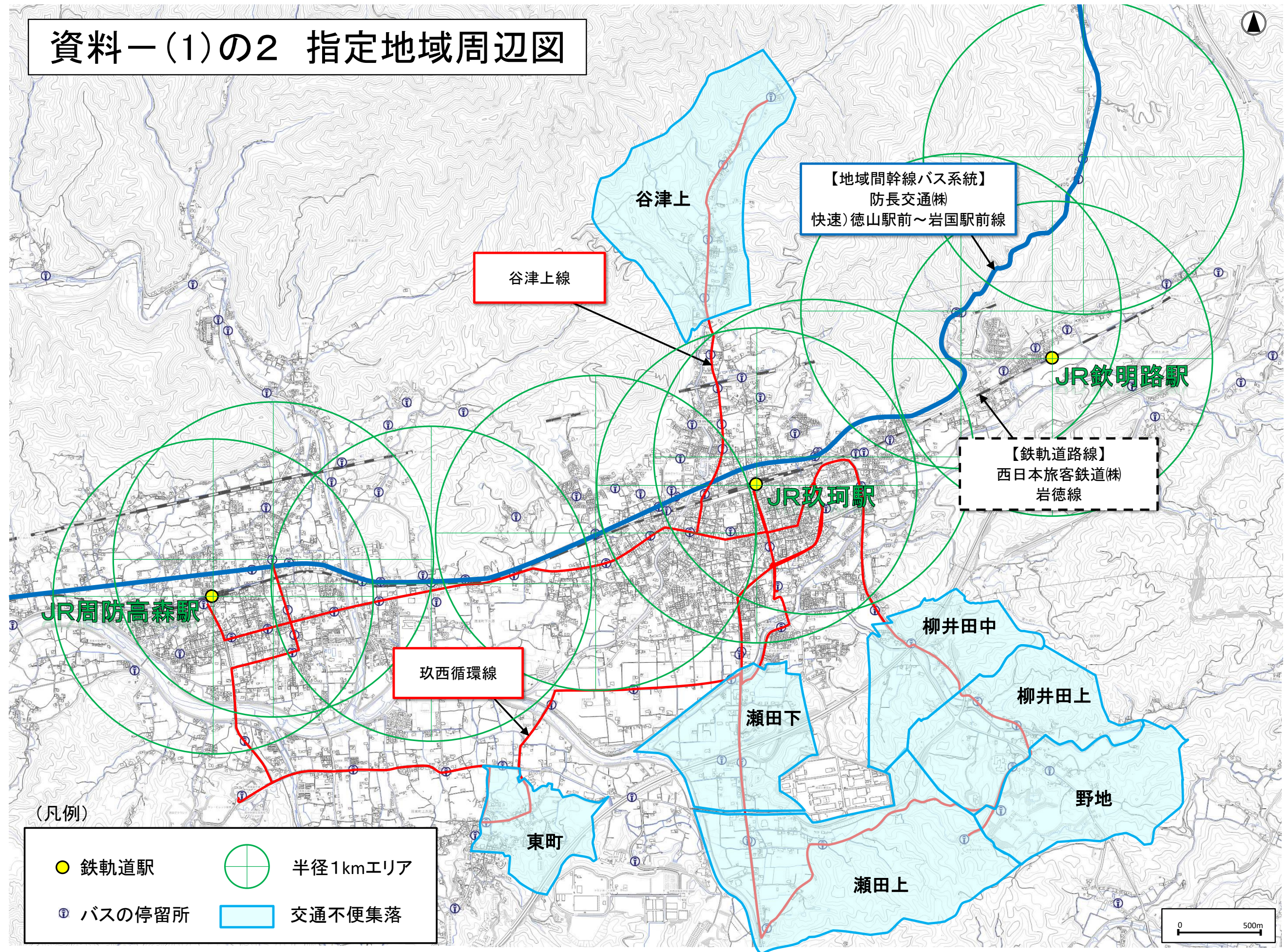






別表7のハ②(1)運行系統図(過疎地域等)

資料－(1)の2 指定地域周辺図



交通不便地域(指定地域周辺図)

- 対象路線
- 半径1kmエリア
- 交通不便地域
- その他の自治会
- 乗合タクシー運行区域

乗合タクシー運行区域境界から1km範囲

乗合タクシー運行区域

和木駅周辺

新岩国駅周辺

小川津

小川津自治会

亀ヶ迫

亀ヶ迫自治会

柏山口

柏山自治会

樋の口

矢継工
65歳以上4人

樋の口自治会

店口自治会

上迫

上迫自治会

持ヶ峠

沼田原口

丸田

上古市

下多田

錦帯橋

岩国駅

下阿品

中阿品

上阿品

別表（第5条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	岩国市副市長
法第6条第2項第2号	いわくにバス株式会社
	防長交通株式会社
	錦川鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	一般社団法人山口県タクシー協会
	岩国柱島海運株式会社
	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	山口県岩国土木建築事務所
	石見交通株式会社
	第一交通株式会社
法第6条第2項第3号	山口県岩国警察署
法第6条第2項第4号	岩国市自治会連合会
	由宇地区自治会連合会
	玖珂地域自治会連合会
	本郷町自治会連合会
	周東町自治会連合会
	錦町自治会連合会
	美川自治会連合会
	美和地域自治会連合会
	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
オブザーバー	国土交通省中国運輸局鉄道部計画課
	山口県観光スポーツ文化部交通政策課
	岩国市都市開発部都市計画課
	岩国市建設部道路課
	学識経験者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
岩国市	岩国市	(1) 玖西循環線	玖珂駅	アルク 玖珂 店、周 防高森 駅、ザ・ ビッグ 周東店	玖珂 駅	平均 20.8km 循環	294日	2352回		路線定期運行	②(2)	JR玖珂駅及び周防高 森駅と接続 乗り継ぎに適したダイ ヤ設定	③
	第一交通株式会社	(2) 叶木線	岩国駅	岩国医 療セン ター	六呂 師口	往42.8km 復42.8km	95日	95回		路線定期運行	②(1)	JR岩国駅と接続 乗り継ぎに適したダイ ヤ設定	③
		(3) 二鹿線	岩国駅	錦帯橋	北河 内駅	往32.4km 復32.4km	99日	99回			②(1)	JR岩国駅と接続 乗り継ぎに適したダイ ヤ設定	③
		(4) 持ヶ峠線	岩国駅	上阿品	小川 津	往31.2km 復31.2km	98日	98回			②(2)	JR岩国駅と接続 乗り継ぎに適したダイ ヤ設定	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岩国市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	66,929
交通不便地域等	21,549

交通不便地域等の内訳

人 口		根拠法
17,658	旧錦町、旧本郷町、旧美川町、 旧美和町、旧周東町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
2,817	旧北河内村、旧南河内村、旧師 木野村、旧川越村	山村振興法
1,067	谷津上、野地、柳井田上、柳井 田中、瀬田上、瀬田下、東町	局長指定
7	阿品地区の一部(下阿品)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和5年3月24日策定 令和6年2月20日改正 令和6年6月26日改正 令和7年5月20日改正	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

岩国市生活交通バスの運行系統表

休日は運休とする。
 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
 1月1日、1月2日及び12月31日は運休とする。

<定時定路線>
 玖西地域

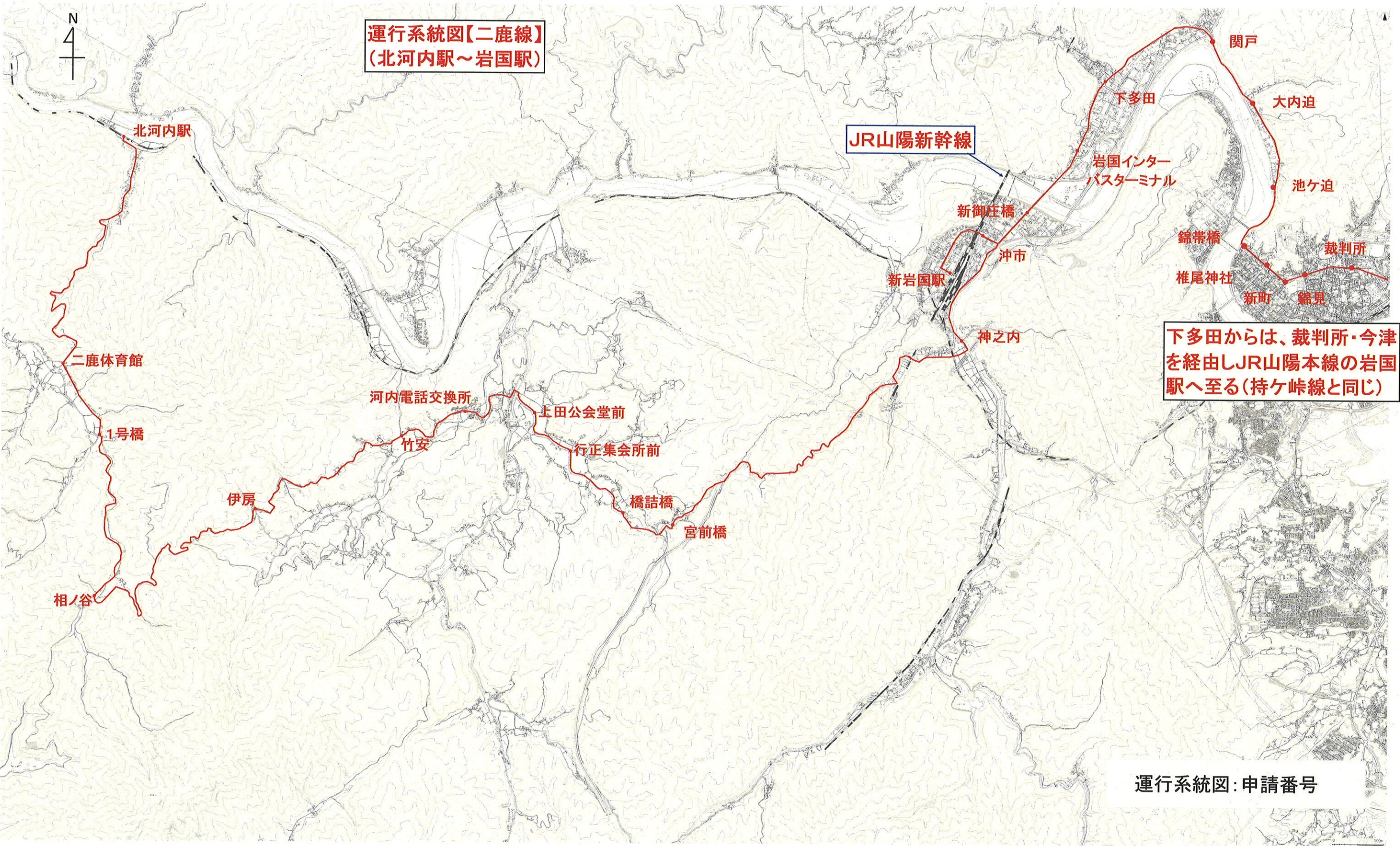
路線 No	路線名	系統 No	起点	経過地	終点	系統キロ	運行回数	
							月	火水木金土 (休日運休)
1	玖西循環線	1	玖珂駅	総合センター奏(玖珂支所)・アルク玖珂店・グリーンオアシス・パストラルホール・周防高森駅・総合センター日向(周東総合支所)	玖珂駅	20.80	4.0	
		2	玖珂駅	総合センター日向(周東総合支所)・周防高森駅・パストラルホール・グリーンオアシス・アルク玖珂店・総合センター奏(玖珂支所)	玖珂駅	20.80	4.0	
	合計						8.0	

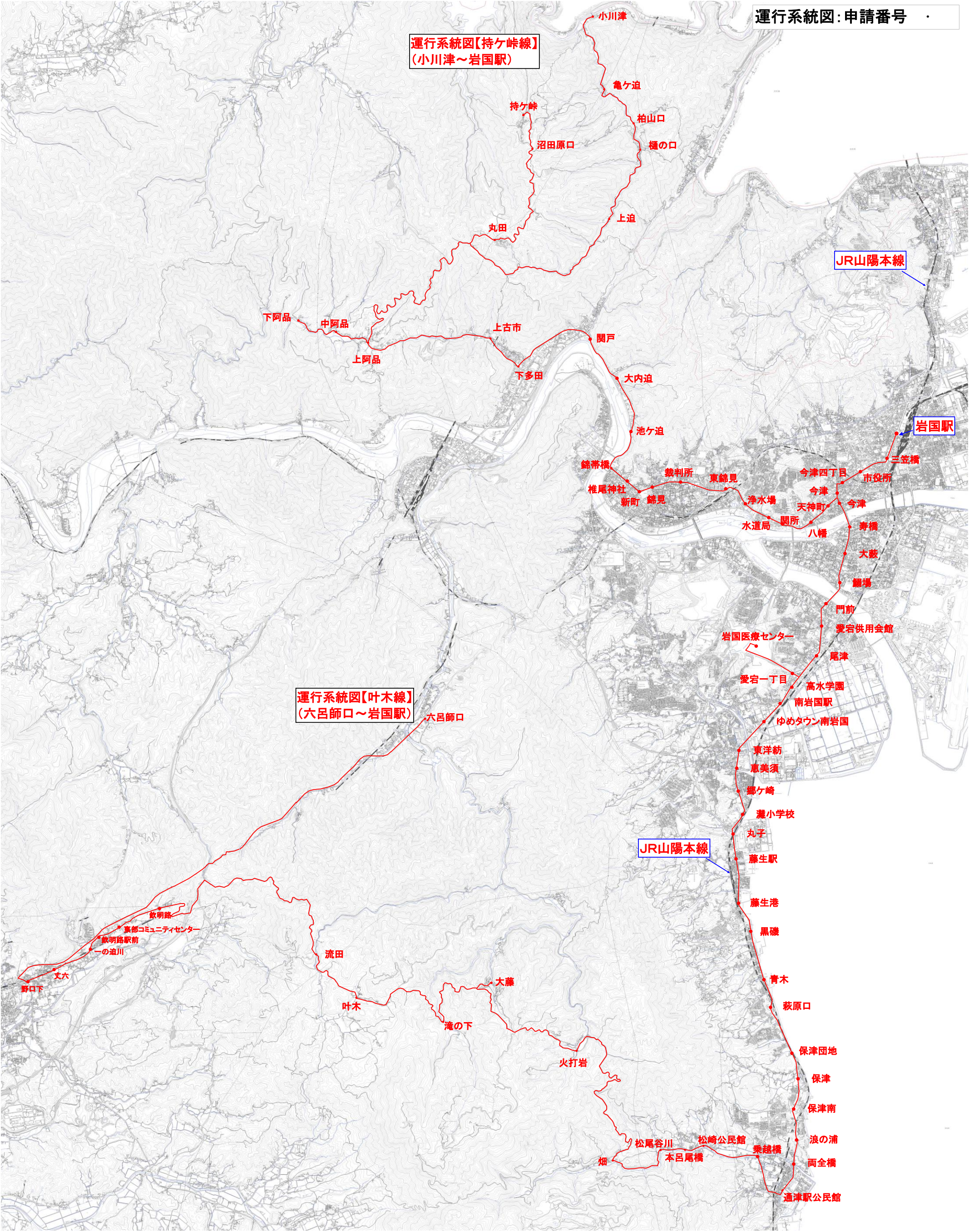
第一交通株式会社の運行系統表

休日は運休とする。
 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
 1月1日、1月2日及び12月31日は運休とする。

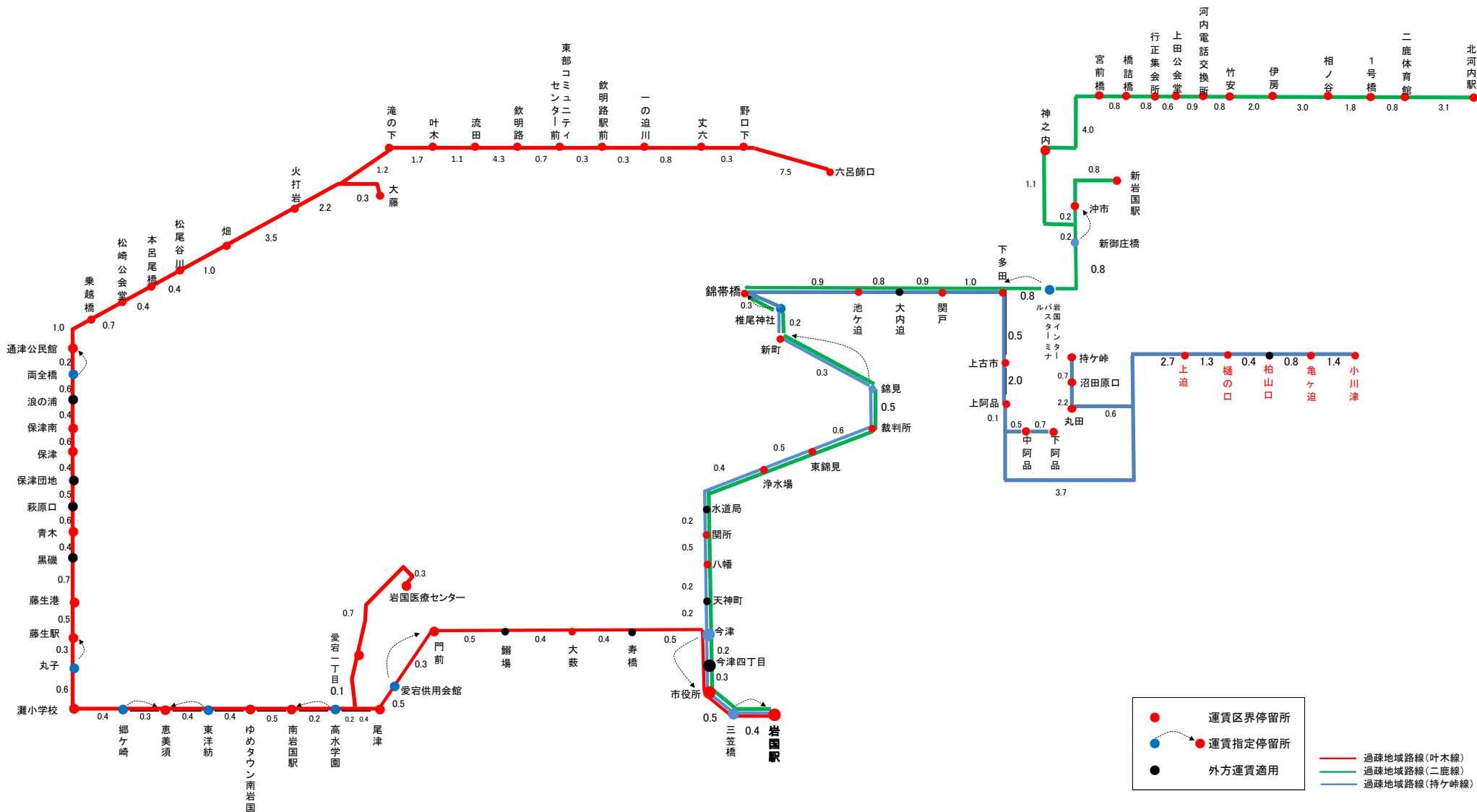
叶木・二鹿線・持ヶ峠線

路線 No	路線名	系統 No	起点	経過地	終点	系統キロ	運行回数		
							月木 (休日運休)	火金 (休日運休)	水金 (休日運休)
1	叶木線	1	岩国駅	岩国医療センター	六呂師口	42.8	1.0		
2	二鹿線	2	岩国駅	新岩国駅・錦帯橋	北河内駅	32.4		1.0	
3	持ヶ峠線	3	岩国駅	上阿品	小川津	31.2			1.0
合計							3.0		





二鹿・叶木・持ヶ峠線運行路線図



玖西循環線：月～土曜日運行				
【右回り】				
停留所	①	②	③	④
岩徳線(上り)	7:21			16:35
岩徳線(下り)	7:53		13:58	16:24
玖珂駅	7:54	10:48	14:10	16:56
本町上	7:55	10:49	14:11	16:57
総合センター奏 (玖珂支所)	7:57	10:51	14:13	16:59
アルク玖珂店	8:01	10:55	14:17	17:03
野口	8:04	10:58	14:20	17:06
柳井田下	8:05	10:59	14:21	17:07
柳井田中	8:06	11:00	14:22	17:08
柳井田上	8:07	11:01	14:23	17:09
柳井田上公会堂前	8:08	11:02	14:24	17:10
玖珂苑前	8:09	11:03	14:25	17:11
玖珂総合公園	8:10	11:04	14:26	17:12
グリーンオアシス	8:11	11:05	14:27	17:13
瀬田上北	8:14	11:08	14:30	17:16
瀬田上南	8:15	11:09	14:31	17:17
瀬田上	8:17	11:11	14:33	17:19
玖珂I・C前	8:18	11:12	14:34	17:20
笹見川橋北	8:19	11:13	14:35	17:21
市成	8:20	11:14	14:36	17:22
桜づつみ公園	8:21	11:15	14:37	17:23
周東南総合センター前	8:24	11:18	14:40	17:26
久宗	8:25	11:19	14:41	17:27
久田	8:26	11:20	14:42	17:28
バストラルホール	8:28	11:22	14:44	17:30
用田	8:29	11:23	14:45	17:31
中央フード前	8:30	11:24	14:46	17:32
松井医院前	8:31	11:25	14:47	17:33
泉町	8:32	11:26	14:48	17:34
中市	8:32	11:26	14:48	17:34
周防高森駅	8:33	11:27	14:49	17:35
中市	8:34	11:28	14:50	17:36
泉町	8:34	11:28	14:50	17:36
高森小学校前	8:35	11:29	14:51	17:37
総合センター日向 (周東総合支所)	8:37	11:31	14:53	17:39
高森小学校前	8:39	11:33	14:55	17:41
上市中	8:40	11:34	14:56	17:42
上市上	8:41	11:35	14:57	17:43
ザ・ビッグ周東店	8:43	11:37	14:59	17:45
周東千束	8:46	11:40	15:02	17:48
菅原神社前	8:47	11:41	15:03	17:49
萬久寺前	8:48	11:42	15:04	17:50
浄光寺前	8:49	11:43	15:05	17:51
くが本町駐車場	8:50	11:44	15:06	17:52
玖珂駅	8:52	11:46	15:08	17:54
岩徳線(上り)	8:57	12:09		18:01
岩徳線(下り)		11:57		

【左回り】				
停留所	①	②	③	④
岩徳線(上り)	6:38			
岩徳線(下り)	6:28			
玖珂駅	6:49	9:44	12:52	15:19
くが本町駐車場	6:51	9:46	12:54	15:21
浄光寺前	6:52	9:47	12:55	15:22
萬久寺前	6:53	9:48	12:56	15:23
菅原神社前	6:54	9:49	12:57	15:24
周東千束	6:55	9:50	12:58	15:25
ザ・ビッグ周東店	6:58	9:53	13:01	15:28
上市上	7:00	9:55	13:03	15:30
上市中	7:01	9:56	13:04	15:31
高森小学校前	7:02	9:57	13:05	15:32
総合センター日向 (周東総合支所)	7:04	9:59	13:07	15:34
高森小学校前	7:06	10:01	13:09	15:36
泉町	7:07	10:02	13:10	15:37
中市	7:07	10:02	13:10	15:37
周防高森駅	7:08	10:03	13:11	15:38
中市	7:09	10:04	13:12	15:39
泉町	7:09	10:04	13:12	15:39
松井医院前	7:10	10:05	13:13	15:40
中央フード前	7:11	10:06	13:14	15:41
用田	7:12	10:07	13:15	15:42
バストラルホール	7:13	10:08	13:16	15:43
久田	7:15	10:10	13:18	15:45
久宗	7:16	10:11	13:19	15:46
周東南総合センター前	7:17	10:12	13:20	15:47
桜づつみ公園	7:20	10:15	13:23	15:50
市成	7:21	10:16	13:24	15:51
笹見川橋北	7:22	10:17	13:25	15:52
玖珂I・C前	7:24	10:19	13:27	15:54
瀬田上	7:25	10:20	13:28	15:55
瀬田上南	7:27	10:22	13:30	15:57
瀬田上北	7:28	10:23	13:31	15:58
グリーンオアシス	7:31	10:26	13:34	16:01
玖珂総合公園	7:32	10:27	13:35	16:02
玖珂苑前	7:33	10:28	13:36	16:03
柳井田上公会堂前	7:34	10:29	13:37	16:04
柳井田上	7:35	10:30	13:38	16:05
柳井田中	7:36	10:31	13:39	16:06
柳井田下	7:37	10:32	13:40	16:07
野口	7:38	10:33	13:41	16:08
アルク玖珂店	7:41	10:36	13:44	16:11
総合センター奏 (玖珂支所)	7:45	10:40	13:48	16:15
本町上	7:47	10:42	13:50	16:17
玖珂駅	7:48	10:43	13:51	16:18
岩徳線(上り)	8:10		14:36	16:35
岩徳線(下り)	7:53		13:58	16:24

叶木線(六呂師口～欽明路～叶木～通津～岩国駅) 時刻表

令和5年10月1日

○国道188号と県道115号が交わる三叉路から野口下までは乗車・降車両方とも可能。(フリー乗降区間)

フリー乗降区間では、任意の位置にて、乗車及び降車ができます。

○六呂師口で乗車後は、野口下までの間は乗降できません。

○野口下で乗車後は、六呂師口までの間は乗降できません。

六呂師口～欽明路～叶木～大藤～本呂尾橋～通津公民館～岩国医療センター～大藪～岩国駅				
停車場所	時 刻		備 考	
	上り	下り	月・木曜日運行 (祝日運休)	
	↓	↑		
六呂師口	8:17	16:43	フ リ ー 乗 降 区 間	
野口下	8:28	16:34		
丈六	8:28	16:34		
一の迫川	8:29	16:33		
欽明路駅前	8:30	16:32		
東部コミュニティセンター前	8:30	16:31		
欽明路	8:31	16:30		
流田	8:43	16:18		
叶木	8:45	16:16		
滝の下	8:49	16:12		
大藤	8:55	16:05		
火打岩	9:01	15:59		
畑	9:09	15:51		
松尾谷川	9:11	15:50		
本呂尾橋	9:12	15:49		
松崎公会堂	9:13	15:48		
乗越橋	9:14	15:47		
通津公民館	9:16	15:45	岩 国 駅 方 面 降 車 の み ↓ ↑ 六 呂 師 口 方 面 乗 車 の み	
両全橋	9:16	15:45		
浪の浦	9:17	15:44		
保津南	9:18	15:43		
保津	9:19	15:42		
保津団地	9:20	15:41		
萩原口	9:21	15:40		
青木	9:22	15:39		
黒磯	9:23	15:38		
藤生港	9:24	15:36		
藤生駅	9:25	15:35		
丸子	9:26	15:34		
灘小学校	9:27	15:33		
郷ヶ崎	9:28	15:32		
恵美須	9:29	15:31		
東洋紡	9:30	15:30		
ゆめタウン南岩国	9:31	15:29		
南岩国駅	9:32	15:28		
高水学園	9:32	15:27		
愛宕一丁目	9:33	15:25		
岩国医療センター	9:35	15:23		
愛宕一丁目	9:37	15:18		
尾津	9:39	15:17		
愛宕供用会館	9:40	15:15		
門前	9:41	15:14		
鰯場	9:42	15:13		
大藪	9:43	15:12		
寿橋	9:44	15:11		
今津	9:45	15:10		
今津四丁目	9:46	15:09		
市役所	9:47	15:08		
三笠橋	9:49	15:06		
岩国駅	9:53	15:05		

※12/31～1/2は運休

(別紙2)

持ヶ峠線（小川津～持ヶ峠～阿品～下多田～錦帯橋～岩国駅） 時刻表

令和5年10月1日

○国道2号と県道59号が交わる三叉路から小川津までは、乗車・降車両方とも可能です。（フリー乗降区間）

フリー乗降区間では、任意の位置にて、乗車及び降車ができます。

小川津～上迫～持ヶ峠～下阿品～上阿品～下多田～錦帯橋～裁判所～市役所～岩国駅						
停車場所	時 刻		備 考			
	上り	下り	水・金曜日運行 (祝日運休)			
	↓	↑				
小川津	8:22	15:03	フ リ ー 乗 降 区 間			
亀ヶ迫	8:24	15:01				
柏山口	8:26	14:59				
樋の口	8:27	14:58				
上迫	8:32	14:53				
丸田	8:40	14:45				
沼田原口	8:45	14:40				
持ヶ峠	8:47	14:38				
沼田原口	8:49	14:36				
丸田	8:54	14:31				
中阿品	9:06	14:19				
下阿品	9:08	14:17				
中阿品	9:10	14:16				
上阿品	9:12	14:14				
上古市	9:15	14:12				
下多田	9:16	14:11	↓ 岩 国 駅 方 面 降 車 の み ↓	↑ 小 川 津 方 面 乗 車 の み ↑		
関戸	9:18	14:09				
大内迫	9:19	14:08				
池ヶ迫	9:20	14:07				
錦帯橋	9:23	14:05				
椎尾神社	9:24	14:00				
新町	9:24	13:59				
錦見	9:25	13:58				
裁判所	9:26	13:57				
東錦見	9:28	13:55				
浄水場	9:30	13:53				
水道局	9:31	13:52				
関所	9:32	13:52				
八幡	9:33	13:51				
天神町	9:34	13:50				
今津	9:35	↑				
今津四丁目	9:36	13:49				
市役所	9:37	13:48				
三笠橋	9:39	13:46				
岩国駅	9:43	13:45				

※12/31～1/2は運休

二鹿線(北河内駅～伊房～新岩国駅～錦帯橋～岩国駅) 時刻表

○北河内駅～新岩国駅間は、フリー乗降区間です。

令和5年10月1日

・フリー乗降区間では、任意の位置にて、乗車及び降車ができます。

○新岩国駅～岩国駅間は、岩国駅行きは降車のみ、北河内駅行きは乗車のみです。

北河内駅～二鹿～伊房～宮前橋～新岩国駅～錦帯橋～裁判所～市役所～岩国駅						
停車場所	時 刻					備 考 火・金曜日運行 祝日運休
	上り	下り				
	↓	↑				
北河内駅	8:20	16:27				
二鹿体育館	8:28	16:17				
1号橋	8:29	16:16				
相ノ谷	8:35	16:13				
伊房	8:43	16:05				
竹安	8:47	16:01				
河内電話交換所	8:49	15:59				
上田公会堂	8:53	15:55				
行正集会所	8:54	15:54				
橋詰橋	8:56	15:52				
宮前橋	8:58	15:50				
神之内	9:09	15:40				
新岩国駅	9:12	15:37				
沖市	9:13	15:34				
新御庄橋	9:14	15:33				
岩国インターバスターミナル	9:15	15:32				
下多田	9:17	15:31				
関戸	9:19	15:29				
大内迫	9:20	15:28				
池ヶ迫	9:21	15:27				
錦帯橋	9:24	15:25				
椎尾神社	9:25	15:20				
新町	9:25	15:19				
錦見	9:26	15:18				
裁判所	9:27	15:17				
東錦見	9:29	15:15				
浄水場	9:31	15:13				
水道局	9:32	15:12				
関所	9:33	15:12				
八幡	9:34	15:11				
天神町	9:35	15:10				
今津	9:36	↑				
今津四丁目	9:37	15:09				
市役所	9:38	15:08				
三笠橋	9:40	15:06				
岩国駅	9:44	15:05				

運行系統概要一覧

令和8年度地域公共交通認定申請(フィーダー系統)

申請者名 岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

申請 番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又は サービス提供時間	・結節点(バス停・駅・港 等) ・地域間幹線バス系統につ いては平日運行回数	運行態様	備考
1	岩国市	玖西循環線	玖珂駅～玖珂駅 循環線	月～土 (祝日、12/31～1/2運休)	①4.0回/日 ②4.0回/日	①20.8km	JR玖珂駅及び周防高森駅 と接続	自家用有償運送 (路線定期)	
						②20.8km		自家用有償運送 (路線定期)	
2	第一交通株式会社	叶木線	岩国駅～六呂師口	月・木 (祝日、12/31～1/2運休)	①0.5回/日 ②0.5回/日	①42.8km	JR岩国駅と接続	路線定期 (往路)	・岩国駅→通津公民 館区間は乗車のみ
						②42.8km		路線定期 (復路)	・通津公民館→岩国 駅区間は降車のみ
3	第一交通株式会社	二鹿線	岩国駅～北河内駅	火・金 (祝日、12/31～1/2運休)	①0.5回/日 ②0.5回/日	①32.4km	JR岩国駅と接続	路線定期 (往路) (効率的運行あり)	・岩国駅→新岩国駅 区間は乗車のみ
						②32.4km		路線定期 (復路)	・新岩国駅→岩国駅 区間は降車のみ
4	第一交通株式会社	持ヶ峠線	岩国駅～小川津	水・金 (祝日、12/31～1/2運休)	①0.5回/日 ②0.5回/日	①31.2km	JR岩国駅と接続	路線定期 (往路)	・岩国駅→関戸区間 は乗車のみ
						②31.2km		路線定期 (復路)	・関戸→岩国駅区間 は降車のみ

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。